

## 審査基準及び標準処理期間整理個表

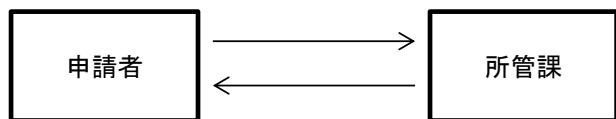
番号 12

処 分 名	宅地以外の土地を管理する者の承認	
処 分 の 概 要	公共施設用地を施行地区に編入する場合に承認する。	
根 拠 法 令 名	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	
条 項	第7条	
所 管 課	市街地整備課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		未設定
標準処理期間	計	未設定
審査基準	未設定	
<b>【根拠法令等】</b> 土地区画整理法 (宅地以外の土地を管理する者の承認) 第七条 第四条第一項の事業計画を定めようとする者は、宅地以外の土地を施行地区に編入する場合においては、当該土地を管理する者の承認を得なければならない。		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請



承認

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。